

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する
規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果及び意見に対する考え方
ー公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に伴う制度整備ー
(平成 29 年 5 月 27 日～平成 29 年 6 月 26 日意見募集)

提出件数 3 件 (法人 1 件、個人 2 件)

No.	意見提出者	提出された意見 (全文)	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社日立国際電気	<p>全体</p> <p>公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に伴う制度整備については、海上利用への展開ならびにユーザの様々な運用形態に適する多段中継(陸上及び海上)を具現化する上で非常に有益であり、賛同致します。</p> <p>今後、早期に施行され、公共ブロードバンド移動通信システムの更なる普及促進環境が整備されることを期待致します。</p>	本省令案等に対する賛成意見として承ります。	無
2	個人	科学技術、教育、移民政策等に関するご提案(要約)	今回の意見募集は「公共ブロードバンド移動通信システムの高度化」に伴う制度整備に関するものです。	無
3	個人	当方の知見不足のため、他の部分については意見を行えないのであるが、陸上移動局に加えて携帯局を規制対象とする改正は適切なものと思われた。	本省令案等に対する賛成意見として承ります。	無

(No. 2, 3 は提出順に掲載)